

質問書に対する回答

件名)首都圏中央連絡自動車道 大栄ジャンクションCランプ橋(鋼上部工)工事

No.	質問事項	回答
1	鋼橋の架設(A)、鋼橋の架設(B) 悪天候による夜間一括架設の延期等、請負者の責によらない理由によって多軸台車のリース期間が延びた場合、その費用は設計変更の対象となりますか。	受注者の責めに帰することができないものにより、監督員が工事の中止を指示した場合には、その費用について発注者と受注者が協議して定めるものとお考えください。
2	鋼橋の架設(A)、鋼橋の架設(B) 特記仕様書23-8-1鋼橋の架設(1)につきまして、Cランプ橋の架設ではユニットジャッキ、大栄橋ではユニットジャッキを使用しない架設工法が明示されています。 この工法の違いの理由(考え方)をご教授ください。	各々の橋梁の施工条件による違いとお考えください。
3	鋼橋の架設(A)、鋼橋の架設(B) 特記仕様書23-8-1鋼橋の架設(1)につきまして、契約後の詳細架設検討によってユニットジャッキの使用有無が変更になった場合、設計変更の対象になりますか。	監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。